

# 仕 様 書

## 1 委託業務概要

群馬県立病院に従事する職員に対して感染症対策のために行う感染症抗体等検査

## 2 実施場所及び実施予定

### (1) 実施場所

名 称	所 在 地	電話番号
心臓血管センター	前橋市亀泉町甲 3-12	027-269-7455
がんセンター	太田市高林西町 617-1	0276-38-0771
精神医療センター	伊勢崎市国定町二丁目 2374	0270-62-3311
小児医療センター	渋川市北橋町下箱田 779	0279-52-3551

### (2) 実施予定

別紙のとおり

## 3 検査項目及び予定受診者数

検査項目		受診対象者	予定受診者数(人)
血液検査	B型肝炎抗原・抗体検査	(CLIA法) 各県立病院で指定する者	1,055
	C型肝炎抗体検査	(CLIA法) 各県立病院で指定する者	1,200
	感染症抗体検査	①麻疹(EIA法) ②風疹(EIA法) ③ムンプス(EIA法) ④水痘(EIA法) 各県立病院で指定する者	512
	結核検査	T-SPOT.TB (ELISPOT法) 各県立病院で指定する者	220

予定受診者数は見込みであるため、実際の人数は増減するものである。

## 4 実施方法

### (1) 事前準備

- ① 各県立病院と協議、調整の上、検体回収日程、時間等を決定する。
- ② 各県立病院から、申込者基本情報(氏名、年齢、職員番号、検査項目等)を電子データ(Excel 又は CSV)にて受け取り、その情報に基づき、検査伝票、採血管、ラベル等検査に必要な物品(以下、「必要物品等」という)を用意し、各県立病院が指示する時期・方法により、必要物品等を各県立病院へ送付する。  
なお、ラベルは、受診者の氏名等を印字したものを納品することとし、採血管等へのラベルの貼付けは、各県立病院で行うものとする。
- ③ 提供後の受診者名簿の変更については、各県立病院の指示に基づき可能な範囲で対応する。  
なお、対応が間に合わない変更内容については、各県立病院の了解を得て、氏名等未記入の予備物品を提供するなどの対応を行うものとする。
- ④ 各県立病院における検体保管方法及び整理手順について、各県立病院に依頼することとし、その他、協議、確認、注意喚起等が必要な事項については、可能な限り事前に各県立病院に確認、又は依頼するものとする。

(2) 検体回収業務

- ① 各県立病院と調整した回収時間に当該県立病院に行き、検体の照合・数の確認等を行った上で、各県立病院の監督員立会いの下、検体を回収する。

(3) 検体検査業務

- ① 各県立病院より指示のあった検査項目について、測定を行うものとする。
- ② B型肝炎抗原・抗体検査については、CLIA 法又はこれと同等の測定精度を有する方法によるものとする。
- ③ 感染症抗体検査は、EIA 法又はこれと同等の測定精度を有する方法によるものとする。
- ④ 結核検査は、ELISPOT 法又はこれと同等の測定精度を有する方法によるものとする。

(4) 検査結果報告業務

- ① 検査完了後3週間以内に、検査結果を以下により報告するものとする。なお、いずれの検査結果報告書においても、検査結果及び基準値を明示することとする。
  - ア 紙面によるもの1部（様式自由）
  - イ 電子データ（Excel 又は CSV 形式）によるもの1部
- ② 検査結果に疑義があるときは、各県立病院の指示に従い直ちに調査を行い、必要に応じて再検査を行うものとする。その場合、検査にかかる費用は、受託者の負担とする。

5 検体の取扱い

受託者は、本検査を終えた後、受託者が定める期間、検体を保管することとする。なお、保管期間を経過した検体は、慎重かつ適正に処分することとする。

6 精度管理

受託者は、本業務の質の向上を図るため、次の処置をとること。

- ① 委託する検査項目について、内部精度管理及び外部精度管理調査（日本医師会・日本臨床衛生検査技師会・全国労働衛生団体連合会などの少なくとも一つ以上の精度管理事業）が定期的実施され、検査値の精度が保証されていること。
- ② 検査の一部を外部に委託する場合は、委託を受けた事業者において、①の措置が講じられるよう適切な管理を実施すること。